

## 議第30号

京都市動物園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第2条中「1月4日」を「1月2日」に改め、「規定する休日」の右に「1月2日又は同月3日」を加え、「休日」を「休日等」に、「到来する休日」を「到来する休日等」に、「1月1日から同月3日まで」を「同月1日」に改める。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第4条第2項第2号中「又は小学校」を「, 小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。)又は中学校(中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。)」に改め, 同項第4号を削り, 同項第5号を同項第4号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

区 分	単 位	入園料(1人につき)
個 人	1 回	600 <sup>円</sup>
	1 年	2,400
団 体	1 回	500

備考 「団体」とは, 30人以上のものをいう。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

休園日を変更するとともに、入園料の適正化を図り、入園料を徴収しない者の範囲を拡大する必要があるので提案する。